

ね

そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会

発行 平成22年 1月号

来たぞ、来たぞ～！ 春駒が来たぞ～！！

「来たぞ、来たぞ～！ 春駒が来たぞ～！！」大黒様の声が山里に響き渡ります。のどかな白川の元日をにぎやかにしてくれる行事「春駒」です。春駒保存会の一行が、太鼓、三味線、四ツ竹を手にお囃子を唄い、大黒天、恵比寿、毘沙門天、弁財天、福祿寿、寿老人、布袋様の七福神と2人の舞子が、きらびやかな衣装を身にまとい各家を踊りまわります。

白川郷に残る郷土芸能「春駒」は、もともとは、養蚕の豊作を祈る「こがい祭り」で、養蚕のめでたづくしを唄いながら村をねり歩くお祭りでした。それが、産業としての養蚕が行われなくなった現在も、蚕の神様や七福神が、家内安全や五穀豊穰を祈り踊るめでたいお祭りとして現在に残っています。

「ひとつころがしゃ、一千俵！ ふたつころがしゃ二千俵！！」と大黒様が俵を転がし、各家々に福をさすけてゆく風景は、「春駒が来ないと、正月が来た気がしない」と感じるほど、地域に根ざした大切な行事となっています。



【七福神の舞が家の中をねり歩く風景】

現在、春駒保存会（会長：佐藤一弘氏）には約20名の方々が参画し、伝統ある芸能を守りつないでいます。お正月以外にも、秋のどぶろく祭りで披露される芸能の奉迎には欠かせないものとなっていますし、結婚式などのめでたい宴席で舞を披露することもあります。また、同村平瀬地区の女性有志でつくる「春駒愛好会」も、その設立時に春駒保存会の方々が指導に関わり伝授しました。さらに、白川小学校では、郷土理解学習の一環である田づくり活動のなかで、もちつき祭りに5年生が春駒の舞を披露することが伝統となっています。これも春駒保存会の方々がゲストティーチャーとなり、踊りの指導にあたっています。世界遺産白川郷に残る伝統芸能が、春駒保存会の方々の尽力によって守られ、次世代へと引き継がれているのです。本当にありがたいことです。

『白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章』の第5項には「風習を守るために」として「集落の土と人と共に生きてきた風習や風俗並びに郷土芸能などの保存継承に努めよう。」と記されています。春駒保存会の取り組みは、まさにこの項目に合致するものであり、合掌家屋や自然環境等の保全活動に長年にわたり取り組んできた荻町住民の絆の象徴のひとつであるといえるでしょう。人と共に生きてきた郷土芸能を守ることが、住民の郷土への愛着と誇りを高めているのです。

【文責：和田】

旧寺口家屋根雪降ろし……年末から年明けにかけて、例年にない大雪が白川郷に押し寄せました。そこで、田中合掌環境部長の声かけで、旧寺口家の屋根雪降ろしを12月27日に行いました。屋根の老朽化が進んでいる家だけに、落雪による屋根茅の破損を防ぐ意味からも、はやめの屋根雪おろしを決行しました。これでしばらくは安心です。

住民にとっては大変な雪ですが、観光客にとっては、白川らしい冬が体験できる環境となりました。1月23日からは観光イベントのライトアップもスタートします。しばらくは、雪と格闘する生活が続きそうですが、怪我などなされませんようどうかご自愛ください。

[文責：根尾]



[旧寺口家の屋根雪降ろし]

12月20日荻町区大寄合の審議より……

◎守る会からのお願いとして、会長より2つの話がありました。1つ目は「荻町から看板を無くする運動」についてです。これは昭和55年に、村・教育委員会・区内業種別代表・守る会によって協議し文書化したものであり、現在も生きている運動です。世界遺産としての景観を保全するためにも、自発的なご協力を。2つ目は、住民憲章制定・守る会結成40周年記念行事の実施についてです。平成23年度の実施にむけて22年度はその計画・準備期間となりますので、ご理解ご協力の程を。

◎H22年度交通対策実施日が決定しました。昨年同様18日の実施となります（4月～11月の第3金・土曜日及び10月13・14日）。昨年度は大型車両の公安規制が実現し、大きな一歩を踏み出しました。交通対策は、荻町区が決めるべきことであると考えます。世界遺産としての景観保全と地域振興（質の高い観光）のあり方を考えながら、今後の対策を考えていきますので、ご協力の程を。

◎H22年からの区役員が、選挙により決定しました。区長：佐藤一弘氏、副区長：後藤栄氏、公民館委員長：柘田正士氏、守る会会長：板並和夫氏、の皆さんです。荻町区発展のためのご活躍と、区民の皆さんのご支援ご協力を、どうかよろしくお願い申し上げます。

[文責：和田]

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

＝ 12月の活動報告 ＝

- 12月 9日 荻町区中間会計監査
- 12月 10日 12月定例会
- 12月 12日 ねそ11月号配付
- 12月 13日 白川郷五箇山合掌街道シンポジウム
- 12月 20日 荻町区大寄合及び選挙
- 12月 27日 旧寺口家屋根雪おろし作業
- 12月 31日 大晦日

[2月の定例会は10日（水）公民館にて開催を予定しています。]

＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

☆1月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆

次号に掲載いたします。

